

病弱教育における ICT の効果的な活用

企画者	丹羽登（関西学院大学）
司会者	島治伸（徳島文理大学）
話題提供者	福本徹（国立教育政策研究所） 滝川国芳（東洋大学）
指定討論者	萩庭圭子（文部科学省）

KEY WORDS: 病弱・身体虚弱教育, ICT活用, 合理的配慮

【企画趣旨】

医療の進歩に伴い、病弱教育の対象となる子どもの実態だけでなく生活環境や学習環境なども大きく変わってきた。入院の短期化や頻回化、急性期医療から慢性期医療への移行、小児がん等による晩期合併症、移植後の感染症予防、食物アレルギーや喘息等の増加、うつ病や心身症等の子どもの増加などへの対応が求められるようになってきている。

このような変化の中で、病弱教育においては入院中の子どもへの指導とともに、退院後や繰り返し入院する子どもへの指導が今まで以上に重要となる。

障害者の権利に関する条約や障害者基本法の改正、障害者総合支援法の制定などにより、障害のとらえ方が大きく変わるとともに、新たな障害種として「難病等」が加わった。これらの関連法令に基づき指定難病や小児慢性特定疾病等への治療研究や医療費助成、自立支援事業等が実施され、医療的ケア児を含む病気の子どもの実態調査や支援が行われ始めている。各自治体では医療行政や難病、母子保健、障害者福祉、労働、保育等の担当課が連携して自立支援事業等を実施している。しかし教育委員会、特に特別支援教育担当課が積極的に関わっている自治体は、現在のところは少ない。病状の改善や維持に向けて適切な指導と必要な支援を関連部局と連携しながら進めていく必要がある。

これらの子どもたちは、病気や病状、治療過程、体験、学習した内容、学ぶ場等が一人一人異なるため、小・中学校等の通常の学級での指導方法をそのまま実施することはできない。特に多様な学びの場や体験不足、学習空白への対応が求められている。このためテレビ会議システムの活用等が積極的に行われてきており、近年はタブレット端末の普及に伴い廉価な教材アプリやAR・VR等のアプリを活用した疑似体験学習も行われるようになってきた。

この様な状況の変化を踏まえた、病弱教育におけるICTの活用の実態について整理するとともに、それらを効果的に活用する上での課題と今後の展開について考えたい。

【話題提供者の趣旨】

（福本透）

病弱教育においてICTの活用は有効な手段である。『特別支援教育部会における審議の取りまとめ』では「障害の状態等に応じた効果的な学習指導やコミュニケーションの手段として、コンピュータ等のICT等を一層活用することが有効である。（中略）病院内や家庭等の限られた場所で学ぶ子どもたちにとっては、地域社会と接点を持つ手段にもなり得る。」として、障害による学習上困難を改善・克服するという観点からのICTの活用を求めている。

一方で、新学習指導要領では、情報活用能力をはじめとした教科等横断的な資質・能力の育成や、ICT環境の整備、小学校・特別支援学校小学部においてはプログラミング教育の実施が求められている。例えば小学校学習指導要領総則では「各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、

言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。」あるいは、「情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。」また「児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動」となっている。なお、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領にも同様の記述がある。このように、資質・能力の育成という観点からもICTの活用は不可欠である。

（滝川国芳）

文部科学省「病気療養児に対する教育の充実について(通知)」においては、病院を退院後に通学が困難な在宅病気療養児への適切な対応を地方公共団体に求めている。具体的には、病気療養児のための教育環境の整備を図ること、訪問教育やICT等を活用した指導の実施などにより効果的な指導方法の工夫を行うこと等である。また、文部科学省の長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査の結果によると、病気やけがによる入院により転学等をした児童生徒の小・中学校からの主な転学先は、都道府県内の特別支援学校であった。また、在籍児童生徒が転学等をした小中学校は全小・中学校の約1割に当たり、入院による転学が頻繁に生じており、特別支援学校(病弱)が果たす役割は極めて大きい。平成26年の児童福祉法一部改正では、長期入院児童等に対する学習支援を含め、小児慢性特定疾病児童等の平等な教育機会の確保等に係る措置を早急かつ確実に講じることなどを求める附帯決議が付された。

現在、複数の特別支援学校(病弱)においてWEB会議システムによる遠隔教育や交流及び共同学習が行われており、文部科学省の入院児童生徒等への教育保障体制整備事業も展開されている。退院後も病気療養のため小・中学校を欠席せざるを得ない児童生徒への教育保障は、特別支援学校(病弱)が通級指導教室を設置したりセンター的機能を活用したりすることによって、一層拡大できると考える。

【指定討論者の趣旨】

病弱教育では、重心病棟の子どもへのコミュニケーション支援やテレビ会議システム等の活用だけでなく、教科の理解を深めるための教材アプリや支援機器等の充実、遠隔教育の充実などが必要である。

国では平成25～27年度に、デジタル教材・支援機器等の開発を企業等に委託するとともに、デジタル教科書等の充実や教科書デジタルデータの活用、高校段階での遠隔教育の弾力的な取り扱いなどを行ってきた。これらの成果を活用するとともに、現行制度上で実施できることと実施できないことを理解し、指導や支援に当たる必要がある。